

相続セミナー（参加無料）

平成 26 年

8. 1（金）

14：00

開始

# 相続対策は万全ですか？

消費税に続いて相続税も！増税時代の到来！？

平成 27 年 1 月 1 日から、相続税が大増税となることはご存知でしょうか？相続というと「もめる」「ややこしい」といったイメージを持っている方も多いかと思いますが、実は基礎控除額というものがあるため、相続税を申告しなければいけない方は全体の 4% 程度でした。

しかし、平成 27 年の増税により、これまで申告する必要がなかった方も申告が必要になる可能性があります！

そこで、今回、当セミナーにて、不動産コンサルタントにより相続税改正の要点や相続対策について、分かりやすく解説させていただきますので、ご参加をお願い申し上げます。

～たとえば以下の点についてご説明します～

- 豊かな老後と相続のためには、不動産を正しく評価することが重要です。  
正しく評価しないと対策を間違えたり、相続税や固定資産税を払い過ぎることがあります。なお、5 年以内に相続税を納付された方は税金が戻ってくる可能性があります。
- 二世帯住宅にして、税制の特例を利用すれば、相続税の評価額を大幅な減額を受けることができます。 等

## 【セミナー概要】

1. 開催日時	平成 26 年 8 月 1 日（金） 14：00～16：00（受付開始 13：15～）
2. 開催場所	岐阜グランドホテル 西館 2 F（TEL 058-233-1111） 岐阜市長良 6 4 8 番地
3. 参加資格	個人の方 ※ 当組合とのお取引がなくても参加可能です。
4. 参加費	無料（先着 300 名）
5. 申込方法	参加をご希望の方は、FAX または Eメール、はがきに、①氏名②年齢③郵便番号④住所⑤連絡先⑥取引店舗（お取引がある場合のみ）⑦同伴者名・年齢をご記入の上、下記までお申込みください。 <相続セミナー事務局宛> <b>FAX</b> 058-214-2122（24 時間受付） <b>はがき</b> 〒500-8833 岐阜市神田町 1-1-5 岐阜神田町ビル 6 階 <b>Eメール</b> gyomubu@shoushin.co.jp 申込締切／平成 26 年 7 月 25 日（金）必着 ※ 当組合の店舗に用意してある専用の参加申込書でも参加申込を受付しております。
6. 主催	岐阜商工信用組合

※ お客様の個人情報は、セミナーの運営管理、各種商品・サービスのご案内等の範囲内で利用させていただきます。また、個人情報の取扱の詳細は当組合のホームページ（<http://www.shoushin.co.jp>）をご覧ください。

## 【お問合せ先】

セミナー事務局：0120-007-882【受付：平日 9 時～17 時】

しょうしん

検索